

法律家の仕事は面白い

木谷 明

【解題】木谷 明先生講演会記録の反訳収録にあたって

新倉 修

法務研究科は、将来の法律家に呼びかけるという趣旨で、法学部の新入生にむけて、2013年4月17日（水曜日）第4限（15：20～16：50）に、講演会を企画実行することになった（会場は17号館17511教室）。企画の意図は広告文に明らかであるから、これを引用すると、「今日、法曹人気は芳しくありません。法科大学院制度が、期待通りに機能していないことが原因の一つとされています。では、法律家の仕事は魅力を失ってしまったのでしょうか…？／皆さんは、法律家の仕事がどのようなものであるか、知っていますか？ 例えば、民間企業に就職する場合と比較して、専門職に就くことには、どんなメリットがあるか考えてみたことはありますか？ 企業への就職が決してバラ色ではないことは、皆さんご承知の通りです。連日の残業、「使い捨て」さらには「過労死」などの言葉もよく耳にします。どんな職業にも、厳しい面があることは知っておかなければなりません。／将来の職業を考えている皆さんにとって、いま必要なことは、周りに流されることなく、自分にとって本当に「面白い」「やり甲斐がある」と思える仕事を、いろいろな機会を利用して、探し出していくことなのだと思います。／今回の講演会は、法律家の仕事がどのようなものであるかを、多くの人に知ってもらうために、専門職大学院である法務研究科の立場から企画したものです。とくに、法律の知識を要する講演ではありません。講師をお願いした木谷先生は、現在弁護士をなさっていますが、プロの刑事裁判官として素晴らしい仕事を残され、法科大学院でも豊富な指導経験をお持ちの方です。先生のお人柄とご経験から、興味深い話が期待できるでしょう。多数の皆さんのご来場をお待ちしています。」と。

木谷明先生の経歴と業績¹⁾も紹介したうえで、講演の聞きどころとして、次のように

1) 昭和12年生まれ。昭和36年東京大学法学部卒業。昭和38年判事補任官（東京地裁）。東京地裁判事、名古屋地裁判事、最高裁調査官、水戸地裁所長を経て、平成11年東京高裁部総括判事。

告知した。なお、反訳は、前口千尋氏（法務博士）を煩わせた。記して謝意を表したい。

◇刑事裁判官として、弁護士として、大学教員として

あっ事件が起こった！

なりすまし脅迫メール事件とか、ねこ男事件と呼ばれている事件を知っていますか？当初、3人の男性が犯人だと疑われて起訴されたり、家庭裁判所で保護処分の決定を受けたりしました。その後、この3人については無実が明らかになりましたが、次にIT関係の会社員が「本当の犯人」だとして逮捕されました。ねこの首に証拠となるファイルをつけたという告知が警察にあり、ねこは江ノ島で発見されました。ねここの会社員との関係について警察は大ありだとしましたが、敏腕の弁護士は、この人物も真犯人ではないと断言しました。真相はどうか？この点が気になりますが、同時に、逮捕された人が真犯人ではなかったら、どうなるのか？これもたいへん気になります。

刑事事件にかかわる人たちは？

このような刑事事件には、起訴する検察官、弁護する弁護士、裁判をする裁判官など法律家がかかわっています。国民も参加する裁判員裁判がはじまって4年目になります。刑事裁判官は、その意味で、裁判員のパートナーです。検察官も弁護人も裁判員を意識せざるを得ないはずです。そういう法律家の仕事は、どういう魅力があるのでしょうか？

法律家の仕事は？

そこで、わかりやすい話を、専門家に聞きたいですね。木谷明先生は、一押しの専門家です。現在は弁護士の仕事をしていますが、刑事裁判官として37年間、数々の刑事裁判を通して、社会を見てこられました。また、法科大学院でも教えられた経験があり、数多くの講演も精力的にこなされています。法律家が社会でどういう役割を果たすのか、その可能性はどんなものか、など、質問も出して、いろいろ聞いてみましょう。

1 はじめに…法律学は面白くなかった

皆さん、こんにちは。始めまして、木谷です。いま、ご紹介いただいたとおり、私が大学を卒業したのは昭和36年です。当年にとって75歳、あなたがたのおじいさんおばあさんの世代ですね。そういう年寄りですから、若い人に果たしてどれだけ興味をもってもらえる話ができるか自信はありませんけども、せっかくこういう機会を与えていただいたので、私のこれまでの経験の中から、多少とも参考になりそうな話をしてみます。今後法曹を志す人の参考にしてももらえれば嬉しいです。

今申し上げたように、大学を卒業したのは昭和36年なのですが、大学に入ったのは昭和31年なんです。つまり大学に5年いたってということですね。その辺のことから話を始

平成12年5月退官。公証人、法政大学教授（平成16年～24年）を経て、現在弁護士。著書には、『刑事裁判の心＜新版＞』（法律文化社、2004年）、『事実認定の適正化』（法律文化社、2005年）、『刑事事実認定の基本問題』（成文堂、初版2008年、第2版2010年）のほか、周防正行著『それでもボクはやってない』（幻冬舎、2007年）に周防正行監督との対談が収録されている。

めさせてもらいます。

大学に入ったのは今から57年も前という、皆さんから見れば大昔のことです。私は大学の受験勉強は比較的まじめにやったので、18歳でうまく難関に合格できたんですね。そして文科一類というところに入りまして、2年後に法学部に進学したんです。ところが、なぜそういう選択をしたのかということが、自分でもよくわからないんです。

数学や英語はけっして苦手ではなく、むしろ得意科目だったんですけども、理科系に進むほどの頭はなさそうだ。逆に文学とか音楽、芸術とかそういう方面の才能はもちろんなさそうだ。まあ一番潰しの効く法学部がいいんじゃないか、というようなことで法学部のある文科一類に進んだのだと思います。

文科一類から法学部に進学したときも、さしたる目的意識があったわけではありません。入学すると、最初1年半くらい教養科目の勉強があって、2年の後半から法学部の授業が始まるんですけど、これが実に面白くなかったんです。法学部の授業ってどうしてこんな面白くないんだと。ということで授業に出てはいるですけども、ちっとも興味が湧かない。それでですね、面白くないからそのうちにエスケープをしまして、クラブ活動とかそっちの方に熱をあげるようになってしまったのです。山登りしたり、尺八を吹いたりしていました。

どうして法律学に興味を持てなかったか、どうしてそんなに、教室で習う法律が面白くなかったのかということなんですけど、これ先生のせいも若干はあると思うんですよ。だけど主として私自身の問題であって、法律学というものの特徴をよく理解していなかったことが最大の原因です。

受験勉強の時はですね、いろいろ問題に対し答えを出しますよね。で、その場合に必ず正解というものがある。方程式を解くと $x = 1$ とかね、なんかきれいな答えが出て。英文解釈でも、必ず「こう書けば満点」という模範解答がある。そういう「正解」にたどり着くと、それだけで単純に嬉しいわけです。要するに、正解を見つけ出す喜びというのがありました。

ところが法学部に入って、法律の講義を聞いてみるとそういう喜びは全然ないんです。いろんな学説の対立があります。たいていの問題には、積極説があり、消極説があり、折衷説があり、さらに第4説、第5説といろいろあるでしょう。それぞれの見解を読んでいくと、皆それぞれもっともらしい理由づけがされている。しかし、各説ともに弱点はあって、そういう点を他の学説から攻撃されている。だから、勉強すればするほど何が何だかよくわからなくなっちゃうんですね。何が正解だかぜんぜんわからない。

一方、判例というのがありまして、重要な論点について最高裁がもっともらしい判例を出している。だから、判例っていうのは、一見すると受験勉強時代の正解のように見

えるんです。「天下の最高裁がこう言ってるんだからこれが一番正しいんだ」というように思いがちになるんですけど、けっしてそんなもんじゃないことがだんだん分かってきます。まず、判例は時々変更されます。「変更される正解」というものがあるはずないですね。そういうことで、どうも「この世界には正解がないようだ」ということに気づくのに、私は時間がかかってしまった。私は、そういうことに気づくのが遅かったために、法学にちっとも興味がもてなかったというのが実情です。でも、その後だんだんと法律のことがわかってきて、法学には受験勉強にはない面白さがあると実感するようになりました。その経緯を、追々とお話します。

さっき私は授業をエスケープして趣味の方に走っちゃったと言いましたが、そんなことをしているとすぐに4年生になっちゃうんですね。皆さんの中には、今年入学した1年生もいっぱいいると聞いています。1年生は、進路決定にはまだだいぶ時間があると思ってるかもしれませんが、4年生なんかすぐですよ。だからよっぽど気を引き締めてないと、あれあれ、もう4年生なんだと気づいて、私のように慌てることになります。

2 それにもかかわらず法曹を志した

私の場合、4年生の夏近くまで徹底的に遊びに熱中してしまいました。夏ころになってですね、着実に勉強してきた人は司法試験を受ける、当時は司法試験は7月にあったんです。それから公務員試験を受ける、会社の就職試験を受けるなどとそれぞれ進路を決めて行くんですが、私は目標が決まらない。それで、結局、同期の友人たちが司法試験を受ける姿を見て、その段階で、あれを自分もやってみたいという気持ちになって、1年遅れて試験を受ける決意をしたんです。それが実情です。

私の当時の成績は惨憺たるもので、優なんてほんの数えるほどしかなかったんです。そんな状態でよく司法試験を受ける気になったなあと自分でも驚くんですけども、まあ「合格するかどうかは分からないが、とにかく1年間がんばってみよう」という気持ちになったんですね。

それはなぜか。法律が面白くないと感じていた私が、法律家を目指そうと思ったのは一種の矛盾ですが、とにかく、ここで決断しなかったら私の人生は大きく変わっただろうと思います。普通の就職をして、普通の平凡なサラリーマンで一生を終わるということになったと思うんですけど、当時成績もよくなかったからロクな会社には行けなくて、あとあと大変な思いをしたかもしれません。この段階では、さっき言ったような法学の面白さを理解してなかったのですから、よくまあそんな大それたことを決断したなあと今では本当に驚くんですけどね。

決断をした決定的な根拠、理由ははっきりしませんけども、背景には、小学生、中学生のころに社会科で、司法権の独立という言葉を知ったことがあると思います。裁判所は憲法と法律それに自分の良心以外には何のものにも制約されずに仕事ができるんだというようなことを抽象的にですが習いました。それから大学生になってからですが、駐留米軍、アメリカ軍ですね、アメリカ軍の存在が憲法違反だという判決をした東京地方裁判所の判決（いわゆる「伊達判決」）があったんですね。新聞でこれを知って、裁判所ってすごいものなんだ、駐留米軍を違憲とまで言えるんだと素直に感動したことがあります。そういうことで、裁判所というところは、やろうと思えばかなりのことができる世界なんだということがわかりました。それ以外に、せっかく法学部に入ったんだから、まあ、全然チャレンジしないで逃げちゃうのも男らしくないじゃないか、そういう「記念受験」的な気持ちも全然なかったとはいえません。そういういろいろな気持ちがあったと思うんですが、とにかく1年間、必死に図書館通いをしました。さんざん遊んだ後なので、大学受験の時に負けないくらい真面目に勉強に集中したんです。まるまる1年間、朝8時半に図書館に入って、夕方5時までいる。で、下宿に帰って夕食をいただき、30分だけテレビを見せてもらって午後7時半からまた11時半くらいまで机に向かうという生活を続けました。いい経験でしたが、ああいう生活は、もうこれは二度とやりたくないですね。もともと、「1年ぼっきりでやめる」というつもりでおりましたが、結果として1年で受かったんです。これは運が良かったとしか言いようがありません。

3 そして裁判官になった

その後、司法修習生になるのですが、2年後に第2回目の試験（いわゆる「二回試験」）があつて（当時は司法修習期間は2年間でした）、それも合格できて裁判官になりました。それで東京地裁の判事補から始まって、さっき紹介してくださったような立場で仕事をして、2000年の5月に辞めるまで37年間裁判官をしました。今年が2013年ですか。ですからちょうどまる13年前ですね、辞めてからもうそれだけ年月が経ちました。

裁判官になった経緯ですが、これも皆さんに自慢できるような動機ではないのです。消去法なんです。

司法修習中に実務修習といって、法曹三者の仕事の見習いをします。最初に行った検察庁では検察官の仕事の見習いとして被疑者の取調べをさせられるんですが、事実を認めていない被疑者を自白させなきゃいけないんですよ。なかなか自白しない被疑者もいます。その人たちをどうやって自白させるかっていうのがよくわからなくて、どうもこの仕事は私には向かないんじゃないかという気がしてきました。弁護士の仕事も経験しまし

た。弁護士というのはどこからも給料をもらいませんね。事件の依頼者からお金をもらうんですけど、これがなかなか私の性分に合わないんですね。労働の対価としてもらうんですから堂々ともらえばいいんですけど、なかなかそれが言い出せそうもないと感じました。やっぱり国から給料をもらう方がいいなという気持ちで裁判官を志望しました。結局消去法です。しかも最初は民事の裁判官を希望したんです。刑事より民事の方が面白そうだと思って民事を希望したのですが、これがちょっとした偶然で刑事裁判官になってしまった。これまた一つの運命のいたずらなんですけど、こういうことを話していると時間がなくなりますから先に進みます。この辺の事情は、私の『刑事裁判の心〈新版〉』（法律文化社、2004年）13頁以下に書いてありますから、興味のある方は読んでみてください。

4 法律家の仕事の特徴

さて、ぼつぼつ本論に入るんですけど、法律家、特に実務法曹の仕事にはどういう特徴があるかというところから始めましょう。

法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士とありますので順次説明していきますが、まず裁判官の仕事の特徴は、要するに自分の決断、判断によって事件を解決する際に、「誰にも制約されない」というところにその本質があるんですね。こう言うと、皆さんそんなことがどうして重要なのかと不思議に思うかも知れませんが、でも、世の中にそういう仕事って実は多くないんですよ。組織に入ると、どんな場合でも大抵上司という人がいてね、上司の意向は無視できない。会社の意向は無視できない。自分はこうしたいなと思っても出来ないことがたくさんあります。裁判官の場合は、この事件について自分がこうすると言えば、それで決まるんですね。もちろん合議っていうのはありますよ。3人でやる場合は3人でディスカッションして決めますから、議論に負けたらダメですよ。だけど、自分が勝てば自分の思った通りになるわけです。そういう特徴がひとつあります。

検察官も、法律上は裁判官と同じように身分を保障されていて、「独任官庁」であるといわれているんです。検事は一人一人がひとつの官庁だという意味です。だから起訴状を書く時には取り調べをした検事が自分の名前を書くんです。検事正や次席検事など上司の名前で起訴するんじゃないんです。ここまでは裁判所と一緒になんですけど、事実上は「決裁制度」というのがありましてね、主任検事がこうしようと思っても上司の決裁がおりないと、思うようにできないことになっている。自分は不起訴にしたいと思っても決裁が通らないと不起訴にできない。自分の意に反して起訴したり、不起訴にした

りせざるを得ないことがある。事実上そういう組織になっているわけです。そこが裁判官と検事の大きな違いですね。一般の行政官庁でもいわゆる裁量権・決定権をもっている人はいっぱいいます。だけれどもそれだって組織の中のことですから、その人が完全にフリーハンドをもっているわけではないですね。

次に、検察官の仕事の特徴ですけど、検察官はさっき言ったように事件を捜査して取り調べをして、そして起訴・不起訴を決める。そして起訴した事件については公判で有罪を立証していくという仕事もあります。その中で検察官の最大の権限は、事件について被疑者を起訴するか起訴しないか、この裁量権をもっていることです。これは大きな特徴です。難しい言葉でいうと「起訴便宜主義」というんですが、検察官は嫌疑があっても起訴しないということができることになっています。それが日本の刑事訴訟の最大の特徴なんです。この制度は、ある意味では非常に優れた制度なんですよ。つまり、嫌疑があれば必ず起訴しなければいけないとなりますと、かわいそうな場合が出て来ます。やむにやまれぬ動機で軽微な窃盗を犯した人でも、起訴されたら有罪判決になってしまいますね。そういう人を検事のところで不起訴にしてやれば、そのまま更生できる、前科者のレッテルをはらずにすむのです。だから、この起訴便宜主義は、起訴・不起訴の裁定が上手に行われている限りは非常にいい制度なんです。ただ、時々これが行き過ぎになって変な具合に政治的な思惑で起訴したり、政治的な思惑で不起訴にしたりすることが起こります。やっぱり、制度には必ずいい面と悪い面がありますからね。そういう問題があります。

次に弁護士の仕事ですが、私はまだ始めて1年しか経ってないので、あまり大きなことは言えません。依頼者からお金をもらうっていうのは今でも苦手です。依頼者に「いくらもっていらっしゃい」と言う時には、今でも清水の舞台から飛び降りるような気持ちで言うんですけど、この事件について何十万もってらっしゃいと平気で言えるようにならないと一人前の弁護士じゃないそうです。

それで、弁護士の仕事はですね、裁判官、検事と違いまして、自分の力では権利を守ることができない人、そういう人に寄り添って力になってあげる、法律的な力になってあげる。こういう仕事ですね。これは、やってみると大変やりがいのある仕事です。お金の問題さえなければ私は大好きです。自分の力で依頼者の権利を擁護してあげられる、これは何とも言えない喜びです。私は裁判官として、被告人に無罪判決をしたことがたくさんあります。無罪判決をすると被告人は喜びますよ。それで、被告人がどう思ってるのかなあと思って翌日の新聞を見ると「私はいい弁護士さんに出会えて幸せでした」と書いてある。いい裁判官に出会えて幸せだったと言ってくれないんです。そこがね、やっぱり裁判官の辛いところ、弁護士の仕事のいいところですね。それがあから

弁護士はやめられないということなのでしょう。

5 法律家の仕事は面白いのか

さて、いよいよ今日の中心的話題、「法律家の仕事は面白いのか」という本題に入ります。

法律家といっても、私は、裁判官しか経験していませんから、裁判官について話します。「裁判官の仕事は面白いのか」ということですね。私は、最初、消去法で裁判官の仕事を選んだんですが、やってみると、この仕事はとても「面白い」ということが分かりました。どういう意味で「面白い」かということをこれから話します。さっき、「裁判官の仕事の特徴は誰にも拘束されないで自分の判断を示すことができるということだ」と言いましたね。その点は、裁判官の仕事の大きな醍醐味ですよ。でも、これだけではないんです。もう一つ大きな特徴があります。事件については、「どういう解決をするのが正解なのかということを誰も知らない」ということなんです。さっき、「法律学の解釈では正解がない」ということを言いましたね。裁判も同じなんです。受験勉強では「客観的な正解」があって参考書・問題集には答えがちゃんと書いてある。ところが、法律学では、先ほど言ったように正解がないですね。それが裁判になるとますます正解がないのです。何がほんとのことかを誰も知らない。刑事事件では、法廷にいる裁判官も検事も弁護士も誰もほんとのことを知らないんです。真実を知っているのは被告人と神様だけです。裁判官は、そういう「真実を知っている被告人」に対し判決を言い渡さなければならぬ。自分が正しいと思う答えを見つけていかなきゃならないわけです。たまたま、ピタッとした証拠があって、それによって「正解」が容易に見つかることがあるかも知れません。しかし、大部分の普通の事件ではそんなことない訳ですから。裁判官はいろんな証拠を総合して、どうという判断をするのがいいのかということを模索するわけですね。受験勉強では客観的に存在する正解を見つけ出すことが最大の課題で、それを見つけてしまえばそれでおしまいですけど、裁判になるとなにか正解であるか自体がはっきりしない。裁判官は、答案（判決）で、「こういう理由だからこの答えが正しいはずだ」ということを書くだけです。裁判官が「有罪」「無罪」の結論を示した場合に、こういう理由があるからこうですと説明し、その説明に皆が納得してくれれば、それが「事実上の正解」として通用するようになります。真実を知っている被告人だけは、あるいは納得できない場合があるかもしれないし、あるいは「してやったり」と思うこともあるかもしれないけれど、きちんとした理由付けができていれば、社会の人はおおむね納得してくれます。法律論でも同じです。法律論でも裁判所が示した見解が、

控訴審、上告審で是認されれば、それは「判例」になっていくんですね。下級裁判所、特に地方裁判所の裁判官であってもそういう意味で、判例の形成に貢献することができる。これも大きな魅力ですね。

次に、具体的事件との格闘について話します。取りたてて大事件じゃなくてもですね、事実をどう認定するか、どういう刑を盛るか、これは起訴された本人にとっては重大問題ですが、さっきいったように、どれが正解かわからないんですね。その中から「自分が正しいと思う判断」を見つけていくというのは非常に難しいですけども、反面それが裁判官の喜びなんです。判決というのは、被告人の運命を決定的に左右するわけです。有罪にするか、無罪にするか。その差は天と地ほど違います。実刑にするか執行猶予にするか、これも本人にとっては大問題です。そういう決定的な判断を求められた場合、裁判官としては、まさに「鼎の軽重」を問われることになります。自分なりに「これがベストだ」思う方法で審理して、そして「ベストだと思う答えを出す」。それが具体的事件との格闘です。ただ、そういう作業を「型どおり」にやっていく限り面白さを感じることにはできません。裁判官の中には、事件との格闘は面倒くさいからと、起訴状がきたら型どおりに審理して、被告人がちょっとくらい弁解を述べても、「それはもう問題にならない」と簡単に弁解を排斥してしまって、量刑も検事の求刑の八掛けで判決をするというようなことをしている人もいますが、そういうことをやってると、刑事裁判官の仕事はちっとも面白くないです。そうじゃなくて、逆に検事が言ってることはほんとにそうなのか、真相は被告人が言っているとおりのものではないかという前提でしっかり審理していくと、裁判官の仕事は、まことに面白いです。

私が若い時に経験した実例の一つ申しますよ。これは「増上寺の放火事件」ですが、どういう事件かといいますと、被告人は、芝増上寺の掃除婦さんです。私は当時判事補2年目くらいで若かったから被告人は年配に見えましたが、今から思えばそれほどの年ではなかったのでしょうね。その被告人が、増上寺の本堂に放火をした。増上寺、皆さんご存じですね。芝の増上寺といえば、徳川家の菩提寺ですから、大寺院ですよ。この本堂に放火をしてしまったということで起訴されました。被告人も放火したということ自体は認めています。その限りでは事実と争いのない事件です。しかし、被告人は動機を言わない。放火っていうのは典型的な動機犯で、動機がないのに放火するっていうことは普通は考えられません。まあ、放火して面白がる場合もありますよ。それは愉快犯っていうんだけど、それも動機には違いない。他には、何か恨みがあって放火するとか、保険金目的で放火するなどが普通なんで、ぜんぜん動機のない放火っていうのは見たことがない。しかし、法廷でこの被告人はぜんぜん動機を語ろうとしません。黙して語らず、ですね。検事も弁護人もそれ以上追及しない。まあ、「言わないのなら仕方ないわ」

という訳です。それで、普通なら、裁判所もそのままにしまいます。ところが、私のついた裁判長はすごいんですよ。この方は、樋口勝判事という方で、最高裁の刑事局長をされてから地裁の裁判長になられたのですが、大変立派な方でした。その裁判長が被告人に語りかけて、なんとかして、動機を語らせようとされるんです。いろんな角度から質問をして。するとそのうちに被告人が少しずつ心を開いて、こうこうこうでしたってことをぼつりぼつりと話しましたんです。何を言い出したかと思います？話を聞いて私は驚きました。被告人は、こう言い出したんです。「実は私は、この増上寺の権（ごんの）僧正さんと肉体関係がありました」「だけでもその方が冷たくなってしまったので、恨みから放火しました」「警察でも、最初はそのことを言ったのですが、全然相手にしてもらえなかったので、法廷ではもう言わないでおこうと思っていました」とこう言い出したんですね。

これには私も度肝を抜かれました。なぜかと言うと、権僧正っていうのは「僧正」の次の位で、大変偉い人ですよ。権っていうのは「サブ」の意味ですね。増上寺という大寺院で権の僧正といえ、大変高い地位で立派な人格の人がなっていると思いますよ。そういう人と、そう「若くて美人」という訳でもない、「単なる掃除婦のおばさん」が肉体関係を持っていたなんて普通では想像できません。さあどうするか。本人が言ったんだし他に証拠はないから、そのまま動機として認定してしまうということも考えられます。しかし、そういうことをすると、おそらく検事が控訴をして「こんな認定はおかしい」と主張するに違いないのです。それでどうしたと思いますか。この裁判長は、権僧正を証人と呼ぶと言われるんです。これは大変なことですよ。そんな最高の地位にある人をね、そういうスキャンダラスな事件の証人と呼ぶということは、普通の裁判長は考えませんね。でも、この事件では、検事も弁護士も反対はしませんでした。それで、権僧正が出庭しました。裁判長の質問に対し、最初は肉体関係のあったことを否定していたんですけど、いろいろ聞かれているうちに、その女性と関係があったということを事実上認めちゃったんですね。それで双方の供述が一致しましたから、判決では、そういう動機を認定したのです。

これだけの事件なんです。この事件では、被告人が最初動機を語らなかったんですから、何も動機を認定しないで判決したって、本人は控訴もしなかったでしょう。おそらくそのまま確定したと思います。そういう点からすると、裁判所が余計なことをしたようにも見えます。だけど法廷で自分の言い分をぜんぜん言えないまま判決を受けたっていうのと、十分審理をしてもらって判決を受けたというのとでは、本人の受ける気持ちぜんぜん違いますよ。そういうことで、この事件では、「真実を明らかにすること」のほかに、「被告人が納得できる裁判を目指すこと」も、刑事裁判の大きな目的である

ということを教えられました。

こういう風に、被告人の言い分を十分聞いて納得のいくまで審理をしていると、審理とか判決に大変な時間がかかるんですね。他方、流れ作業的にやってしまうと、事件は簡単に終わる。でも、せっかく裁判官になったのに、そういう仕事ぶりじゃ面白くないです。他方、私がついた裁判長のようなやり方をすると、とたんに面白くなる。ただ、裁判官の仕事を面白くしようとすると忙しくなるんです。これはやむを得ないことですね。最近は裁判員制度が始まって、裁判のやり方がすっかり変わりました。ですから、今述べたような裁判の仕方はできませんが、それでも、裁判官が裁判に臨む姿勢や気持ちをどう持つかによって、法廷が生き生きしたものになったりそうでなくなったりすることがある。それは事実だろうと思います。

この事件だけではありませんが、樋口コートでの経験は、その後の私の裁判官人生に絶大な影響をあたえました。そして、自分が裁判長を任されるようになった段階では、「被告人の言い分を十分に聴く」、「その弁解を粗末にしない」、「真実は誰にもわからないが被告人だけは知っている。」だから、「事件の真相は法廷で被告人が言っているとおりののではないか」という頭で、検察官提出の証拠を徹底的に分析し、「少しでも疑問があれば積極的に証拠調べを行う」という方針で裁判をするようになりました。そして、そういう方針で審理してみると、当初まさかと思った弁解が本当らしく思われてきて無罪判決に至る、という事例がいくつも出てきました。

言うまでもないことですが、「刑事裁判における最大の不幸は無実の人を処罰してしまうこと」です。私は、そういう覚悟で37年間刑事裁判官をしてきましたが、それでも「絶対に無実を処罰したことはない」と断言できるだけの自信はありません。刑事裁判というもの、ことほど左様に微妙で奥が深いものです。

私は、「誰も正解を知らない問題に対して自分なりの解答を出すのは醍醐味である」と言いましたが、それはそれだけにまた、大変恐ろしいことなのです。

次に、「判例形成への寄与に関する醍醐味」について述べます。

刑事裁判官の仕事の中で法律論の占める比重は、通常そう大きくありません。通常の事件は事実認定に争いがなく、量刑だけが問題とされるものです。私は、司法修習生当時、実務でついた民事の裁判長からこう言われました。「木谷君、君は刑事をやるなんてもったいないよ。刑事なんか誰でもできるんだ」と言われるのです。確かに、その後に見た多くの裁判官のやり方を前提にすると、これは真実だと思います。つまり、刑事裁判では、検察官が事実認定をしてしまうとそこで結論が出てしまい、後は量刑だけの問題になる。その量刑も、求刑の8掛けくらいでやっておけば、高裁からも文句を言われない、というような考え方でやっている刑事裁判官は、少なくありません。これでは

面白くも何ともありません。確かに「馬鹿でもできる」と言えるでしょう。

しかし、樋口コートのようなやり方が正しい刑事裁判であるとするれば、この考えはとんでもない間違いであることになります。そういう審理の仕方が「馬鹿でもできる」ものであるとは到底思われません。

ただそれにしても、刑事裁判官の仕事が事実認定と量刑ばかりだとすると、多くの皆さんは「それでは面白くないのではないかと考えるかも知れません。なぜなら、皆さんは法学部やロー・スクールでしっかり法律学を勉強するわけで、せっかく勉強した法律学の知識が役に立たないのでは面白くないと考えるのではないかと想像するからです。

確かに、裁判官の仕事の上で法律論の出番はそれほど多くありません。しかし、裁判官は、時に判例もない重大な法律論について見解を求められることもあるのです。先に述べたように、法律論については正解がないのですから、そういう時こそ裁判官が自分の頭で考え抜いて見識を示すべき場面です。

ところが、そういう場面で多くの裁判官はなかなか自分の見解を思い切って示すことをしません。

最近の例を挙げてみます。私が応援に入っているパソコン遠隔操作事件の「5人目の被疑者・被告人（K君）」の場合ですが、警察・検察は第一次勾留については処分を保留したまま第2次逮捕に踏み切った。そして、引き続き第2次勾留請求をするため、検察官が被疑者の弁解録取をしようとしたのです。ところが、そこで問題が起きました。

この事件では、K君に対する取調べの際、捜査官がトリッキーな方法を用いたため、K君は「可視化がされない以上、取調べには応じない」として房から出ることを拒否するに至っていました。そのため、警察・検察官は被疑者の取調べができないまま日時が経過していました。ところが、第2次逮捕事実について、警察から送致を受けた検察官は、刑訴法の規定に基づいて、K君から弁解を録取した上で勾留請求しようとしています。K君は、可視化されていない以上取調べには応じないのですが、「弁解録取手続は取調べではない」から可視化されていなくても応ずるつもりで地検に出頭しました。

ここで、お手許に配布した刑訴法204条、205条の条文を見てほしいのですが、弁解録取というのは、憲法31条の要請に基づく「告知と聴聞」の手続の一環です。要するに、被疑者の身柄を拘束したら、直ちに被疑事実の要旨を告げてその弁解を聴き、もし留置の必要がないときは直ちに釈放しなさい、とされているのです。

ところが、本件の検察官は、出頭したK君に対し直ちにこの手続をすることなくいきなり取調べを始めたのです。K君は、「可視化されていない以上取調べに応ずる積もりはない」としてこれを拒んだのですが、検察官は「これも弁解録取の一環だ」と強引に

言い張ってそのまま取調べを続け、とうとう午前中2時間そういう取調べをしてしまったのです。昼食時、被疑者は本来ならいったん房に戻されるのですが、K君は、取調室で事務官と一緒に昼食を摂られました。しかし、その後K君がおしっこをしたくなったため、一旦地下の房に戻されました。その段階でK君は、「もう取調べは受けたくないから、取調室には上がらない」と出房を拒否しました。すると、困った検察官は、「今度こそ弁解録取書を作成するから」と妥協したので、K君は再度取調室に上がりました。ところが、検察官は、その段階で弁解録取書は作成したが、それに関連して細々した事実関係の確認を行い、それを調書に取ろうとしました。そこで、K君が「誤解のおそれがある内容だから」として署名押印を拒むと、検察官は「この部分について被疑者は削除を申し立てた」と記載するからいいではないかと署名を迫るのです。K君は、「それでは裁判官が内容を読むことができちゃうじゃないですか」として署名を拒否し、結局検察官も調書の文案からその内容を削除しました。これらのやりとりで、結局午後1時間半の取調べが行われたのです。

問題は、ここからです。検察官の勾留請求に対し弁護人が以上の事実を指摘して却下を求めたのですが、裁判官は勾留状を発付しました。そこで弁護人が準抗告を申し立てました。裁判所がどういう判断をするか、我々は固唾を呑んで見守っていたのです。裁判所も容易に判断できなかったと見え、3月8日（金曜日）の日中に申し立てたのに、決定は土日を含んで月曜日（11日）にずれ込み、それも夜の8時近くになって漸く示されました。

その決定書にどういうことが書いてあったかという点、検察官がこのように、弁解録取と取調べを渾然一体とした形で行ったことは「相当性に疑問なしとしない」が、しかし、刑訴法には、弁解録取と取調べを厳格に区別しなければならないとまでは書いてない。しかも、検察官は被疑者に黙秘権を告知しており、被疑者には取調べ受忍義務もある。だから、このような検察官の措置があったからと言って、「勾留請求を却下しなければならないほどの違法な措置があったとはいえない」というのです。

これは、持って回った言い方ですが、弁解録取手続と取調べを渾然一体の手続として行うことは相当性の問題であって違法とはいえない、ということです。この点は、誰が考えてもおかしな議論でしょう。弁解録取手続は、身柄拘束された者に対し、憲法31条の要請に基づき、とりあえず事実の内容を告知して弁解を聴き、留置の必要がない場合は直ちに釈放する、そういうことを審査するために規定されたものなのです。それは取調べではないから、被疑者に黙秘権を告知する必要もないとされています。そういう手続を、黙秘権の告知さえすれば取り調べと渾然一体の形でしてよいという見解は、これまで聞いたことがありません。こういう見解が横行しては、憲法31条の適正手続の保障

は絵に描いた餅になってしまう。

私は、裁判官も、そういう手続がおかしいということは重々承知していたのではないかと思います。しかし、それを違法と断言すると、勾留請求を却下しなければならなくなり捜査への影響が大きい。このような社会の注目を集める事件で、裁判所の判断によって被疑者の身柄拘束が継続できなくなると、捜査が続行できなくなった責任を裁判所が負わされるのではないか、そこまでの責任は負いかねるというのが、正直な気持ちではなかったかと思います。

しかし、私は、こういう場面でこそ、裁判所の見識と断固とした筋の通った措置が求められると思うのです。いくら影響力が大きくても「ダメなものはダメ」とはっきり言うところに裁判所の存在価値があります。

こういう重要な場面で判断を求められる裁判官は、それこそやりがいがあると私は考えます。そういう重圧の中で責任を持った判断を示し社会の批判を仰ぐことは、裁判官しかできないことです。これを「仕事の醍醐味」と言わずしてどこに醍醐味のある仕事がありますか。「判例形成に寄与することのできる醍醐味」の一例として最近の例を挙げましたが、似たような事例はときどきあります。刑事裁判官の仕事にはそういう醍醐味もあると理解してください。

6 法律学を学ぶ意味

私は弁護士になってまだ日は浅いのですが、自分の力だけでは権利を護ることができない多くの人に出会い、その救済のために尽力することに大きな喜びを感じています。そして、なによりも、75歳という年齢に達しながら、社会の最前線で仕事ができるということは凄いことだと思います。私の同級生たちは、今や殆どが「毎日が日曜日」の生活を送っています。同窓会の日程もウイークデ이의昼間を指定して来るので困るのですが、とにかく彼らは、時間があり余るほどあるのですから、それも仕方のないことです。

それに引き換え、私は、毎日朝6時半には事務所に出て仕事をしています。スケジュールは大変タイトですが、その代わりに、毎日大きな充実感を抱きながら生きて行くことができます。問題は、そういう体力がいつまで続くか、また頭がぼけないでいてくれるかですが、その点こそ「神のみぞ知る」であり、これは自分のできる範囲で努力して行くほかないと思っています。

要するに、弁護士の仕事には定年がありません。いつ仕事を辞めるかは自分で判断すればいいのです。老後は遊んで暮らしたいという人はそういう選択をすることができますが、それでは満ち足りないという考えの人は、ずっと仕事を続けることもできるので

す。

これは、法律学を学んで法曹という仕事に就いたことの大きな特権ではないでしょうか。

どうか皆さん、せっかく法学部に入ったのですから、「無理じゃないか」などと簡単に諦めないで、私のように試験に挑戦してみてください。挑戦なくしては何事も変わりませんが、挑戦をすれば、それによって、私の場合のように人生航路が変わることもあり得るのです。

頑張ってください。

【質疑応答】

心理学科1年：

裁判員制度が数年前から始まって、僕たち生徒たちの間でいろいろ話あったりしてるんですけど、一般人が人を裁く立場になって、重い罰を…しなければいけないとかあるかもしれないのに、それに耐えられるかっていう…。先生の方は法律の仕事を面白くするために適当にやらず、流れ作業にせず、しっかり取り組んでいるとおっしゃってんですが、そうなってもやっぱり判断に困る事案とかもけっこう出たと思うんです。その時に、あの時の審判はあったのかなあとか不安とか葛藤とかはあったんでしょうか。

木谷先生：

はい、最初からいい質問が出ました。実は、裁判をする場合に「悩まない人」もいるんです。起訴された人は全部有罪だと思いこんでいる人がいることも、私は知っています。だけど、それじゃいけないですよ。裁判官は必ず悩まなければいけない。さっき言ったように、本当はこの人の言ってる通りじゃないかという気持ちで弁解をよく聞いて、そして疑問があればいろいろ証拠を調べて審理を尽くす。その上で、ぎりぎりのところまで行って、最終的には「疑わしきは被告人の利益に」の考え方で判断すること、これが一番大切なことだと私は思っています。そういうことでぎりぎりのところまで自分を追い込むことが重要です。そうすると、そのように悩んだ場合は、大部分、無罪の方へいきます。私の無罪判決は30件以上あると言われてるんですけど、実際私が1審で裁判した期間はそう長くないんですよ。そう長くないんだけどそれだけの数がある。それらの無罪判決に検事が上訴したのは1件だけで、その事件についても控訴が棄却されたので、私が無罪を言い渡した人は全員無罪で終わったんです。

ただ、そういう立場で仕事をしていても、「お前はぜったいに罪のない人を処罰しなかったか」と問われたら、「ぜったいにありません」と断言するだけの自信はありません。

ん。やっぱり人間ですから、神様の目から見れば、多くの過ちを冒しているんじゃないかと思います。そういう事件の時には、ぎりぎりまで自分を追いつめて悩みに悩んで決断するんですけど、最後になってやっぱり有罪にした事件もゼロではありません。数は少ないですけど。そういう事件については、もちろん被告人の控訴・上告も全部棄却されてますけどね。真実は神のみぞ知る。あるいは被告人だけは知ってる。ひょっとすると間違った裁判をしてしまったかなあと心配になる事件が1件か2件はありますね。

法学部3年生：

木谷さんは裁判官ということなんですが、今まで死刑判決を下したことはありますか。

木谷先生：

これもいい質問ですね。

学生：

もしあったとしたら、その時の裁判官の心情というか心理をお聞かせください。

木谷先生：

死刑は、現在の刑事裁判制度が抱える最大の問題の一つです。世界中の重大問題ですね。昨年この青山学院大学で、日本の死刑制度は今後も維持されるべきかどうかというシンポジウムがありまして、その時、私は、死刑反対の立場からここで報告しました。ただ、私は、在官中、死刑求刑の事件にあたったことがないんです。37年間の裁判官生活の大部分を刑事裁判官として過ごしたんですけど、死刑求刑事件に出会わなかったというのはね、これは偶然なんですけど、私は「心がけのいい裁判官には死刑事件は来ないんだよ」って威張っているんです。だから実際に死刑事件にあたって悩んだという経験はないんですけど、その後いろいろ経験し勉強してみると、やっぱり死刑制度っていうのはあつてはならないものだと思われてきました。

まず、死刑を言い渡す場合の裁判官の心境ですね、もっとも、裁判官の中には非常にタフな神経の人もいますね。「こんな奴は死刑だ」なんて平然と言ってる人もいますよ。私は、そういう人は刑事裁判官の風上に置けないと思うんです。人の命を絶つ宣告をするんですからね。それこそ悩みに悩んで、どうしてもこれ以上、これ以外の方法はないということでないかね、死刑判決なんか下すべきじゃないと思います。早い話が死刑判決が確定して執行されてしまってから無実と判明しても、もう取り返しがつきません。これが死刑制度の最大の欠陥ですね。いま福岡地裁で審理している飯塚事件という

再審事件があるんですけど、この事件はちょうど足利事件、この事件は皆さん知っていますね。菅家さんの足利事件。あの事件と同じ時期にですね、当時開発途上にあったDNA鑑定、MCT118型っていうんですけど、その鑑定を使って、ほぼ同じ時期に審理されたんですね。当時から、「東の足利、西の飯塚」と言われていました。それで、菅家さんは無期懲役になりましたが、飯塚事件のKさんは死刑になってしまったんですね。両方とも最高裁まで行って棄却されて、有罪判決が確定しました。ところが東の足利事件の方は、このDNA鑑定に誤りがあったということが再審の段階でわかりました。そして無罪になりましたね。ところがKさんの方は、足利事件で新しいDNA鑑定を東京高裁が命じた当時、これから再審をしようとしている段階だったんですが、そういう状況の中で、Kさんは急遽死刑が執行されてしまいました。死刑判決確定後まだ2年しか経っていない時期の執行で、まことに異例の措置でした。足利事件を担当していた東京高検（東京高等検察庁ですね）は、裁判所がDNA鑑定の再鑑定をするという意向を示した段階で、「それはやむを得ません」という返事をしていたんです。こういう経過からすると、高裁が再鑑定の意向を示した段階では、検察庁も有罪判決の基礎とされたDNA鑑定には疑問があるということを薄々感じていたはずですよ。ところが東京高検と同じ建物の中にある法務省の検事は、法務大臣に死刑執行のハンコをもらって、Kさんの死刑を執行しちゃったんですよ。足利事件も飯塚事件も同じMCT118型という科警研の鑑定で有罪になったのです。片方の鑑定が誤っているということがわかって来つつあったのに、別の事件ではその鑑定を基にされた死刑を執行してしまう、これはとてつもなく重大な問題です。これは合法の皮をかぶった国家による殺人じゃないかと思うんです。だけど、そんなことが起こり得るというのはそもそも死刑制度があるからだと思います。

昨年のシンポジウムでは、ノルウェーの裁判官とか法務大臣など、多くの人が来ました。で、私もその人たちの話を聞いたんですけど、そのノルウェーでは70人以上も死んだテロが2、3年前にありましたね。覚えていますか。ノルウェーでは、とうの昔に死刑は廃止されているんですけど、そんなテロが起こっても、死刑を復活すべきだという世論は起こってこなかったそうです。それだけやっぱり国民が死刑問題の重大性を理解している。それに引き替え、日本は世界でも珍しい治安のいい国でありながら、やたらと死刑が多いんですよ。世界的に見ると、死刑がこんなにあるというのは珍しいんです。アジアの中でも死刑廃止国が多くなってきて、今に死刑制度を持つ国は、中国と北朝鮮と日本だけになるんじゃないかと言われてるんですよ。恥ずかしくないですか。ほんとに情けないですよ。皆さんはどう思いますか。

3年生：

質問が2つあるんですけども、ひとつは裁判所の人事っていうのは…

もう1個は飯塚事件のような冤罪事件は、どれぐらいの割合で国家賠償として認められるか。

木谷先生：

あとの方から言うんですけど、どのぐらいの割合で国家賠償が認められるかっていうのは私ちょっと数字は知りません。しかし、ハードルが高いことは間違いない。結局、再審で無罪になった、あるいは1, 2審、最高裁のどこかで無罪になったという場合には、國の過失の有無にかかわらず刑事補償は必ずもらえるんです。これは拘束された期間に応じてその間の精神的苦痛を考慮して支払われます。問題は国家賠償ですけど、国家賠償というのは公権力の行使に当たる公務員が職務を行うに当たって「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた」場合に認められるものです。したがって、これを請求するには、単に刑事事件で無罪判決が確定したという事実を立証しただけでは足りずに、その際、権力の側（主として、警察・検察）に故意・過失があったことを立証しなければならないのです。これがなかなか難しい。過去に、松川事件など著名事件でこれが認められた例はありますし、私が地裁の陪席判事として関与した富士高校放火事件とか、最高裁調査官として調査報告に関与した鹿児島夫婦殺し事件では、無罪判決確定後国家賠償も認められたという報道に接しています。ところが、私が札幌地裁の陪席判事補として担当した芦別国家賠償請求事件（鉄道爆破事件に関する無罪判決確定後提起された国家賠償請求事件）では、一審では原告全面勝訴にしたのですが、高裁で逆転されてゼロ回答になり、それがそのまま最高裁でも維持されて判例になってしまいました。この判例が重要な先例になっていますから、現在でも国家賠償はなかなか認められないのが実情です。最近では、例の布川事件で国家賠償請求訴訟が提起されていますが、弁護団のご苦勞は思いやられます。どのぐらいの率で認められているか、その数字はちょっと私にはわかりません。

それから判決の内容によって裁判官人事が左右されるかという質問ですね。確かに、実力不相応に人事上差別をされているなあと思う人は、確かにいます。たまたま私が知ってる範囲でもそういう人が何人かいます。その理由が、書いた判決の内容によるのか、青年法律家協会、いわゆる青法協ですね。これに入っていたということが理由なのか、よく分かりません。私が知っている人は、いずれも実力的に高く評価されている人ですから、多分後者、つまり青法協問題によるのだと思っています。私、青法協の人とも結構交流があるんですけど、彼らの中には、私などより遥かに保守的な人もかなりい

るんです。だから、最高裁が青法協を敵視する理由がよく分かりません。青法協なんて、もともと危険な団体ではないんです。私たちが裁判官になった頃には、現状を改革する意欲のある者は大部分入りましたよ。私はそういう組織に入ることで自分が苦手だったので、たまたま入りませんでした。意識としては彼らと同じでした。その後、最高裁から「脱退するように」という指示が出されて、その段階で脱退した人は「お咎めなし」だったんです。ところが、「そんなこと、上から言われてはいと言えるか」「俺たちはそんな腰ぬけじゃない」と言っている人がいて、そういう人がいじめられたという現実があります。

法学部：

政府とかいわゆる行政庁の人たちに有利な判決を出す人もいるかもしれないんですけど、その目的は…

つまり良心にしたがっているというよりも自分のお金とか…

木谷先生：

それもまた難しい質問だね。私、自分のことを考えて判決したことがないのでよく分かりません。特に民事のことはよく分からないので、刑事の裁判官を前提に考えてみます。私は、刑事裁判官は3つのタイプに分類できると考えています。もっとも、これは私の全くの独断ですよ。まず、「頑迷な迷信型」と見られる人がいます。起訴された以上被告人は有罪である、被告人は法廷では罪を免れようとして嘘をつくが、捜査官は嘘をつかないと思い込んでいる人です。これは迷信ですよ。嘘をつく警察官・検察官、いっぱいいます。本当のことをいう被告人もいっぱいいますよ。それを見分けるのが裁判官の仕事なんですけど、どういうわけか、最初からこのように信じこんじゃっている人が結構いるんですよ。こういうタイプの裁判官は、たまたま被告人が否認すると、「また被告人が嘘をついている」とすぐ断定してしまうんです。

それからよくよく考えてきっちり自分の考えを断行する人。これを「熟慮・断行型」と名付けます。自分をその中にいれるのは申し訳ないけども、そういうタイプの裁判官も一定の割合います。で、その中間にね、これが一番多いと思うのですが、「優柔不断・右顧左眊型」がいます。このタイプの人は、迷信型ではないから、時に被告人の弁解が真実ではないかと考えるのですが、決断力が弱い。優柔不断で、あちこち様子を窺っているうちに、決断できなくなって、結局検察官の意見通りに判決するということになりがちです。

それで、以上3タイプを比率で表すのは、なかなか難しいのですが、私の「独断と偏

見」で敢えて言ってみますと。①の「頑迷な迷信型」が約3割、②「熟慮断行型」が約1割、③残りの約6割が「優柔不断・右顧左眄型」ではないかと考えています。「頑迷な迷信型」の裁判官に当たってしまうと、被告人はなかなか救われません。でも、そういうタイプはだんだん減ってきているだろうし、今後はもっと減っていきだろうと期待しています。一日も早く、1割かせめて2割程度になってほしいですね。

問題は③優柔不断・右顧左眄型ですね。この人たちがちゃんとやってくれば、刑事裁判はいい方に行くんです。迷信型ではありませんから、弁護人の持っていくかたによれば、いい方向にいく可能性があります。そこが弁護人の腕だと思うんですよ。今の質問にあるようにね、自分が立身出世したいから被告人になんでもかんでも有罪にするとする人がどのくらいいるかねえ。それはわからないね。どうも質問に対してぴたっとした答えになってないんだけど、勘弁してもらえますか。